

マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

14人

② 令和6年6月30日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

③ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

20,836円(8時間 全業務平均)

④ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

13,145円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) マージン率

36.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \right] - \left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの賃金の額の平均額}} \right]}{\left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和 7 年 3 月 31 日)

 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|---------------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 貿易事務処理研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| OAスキルアップ研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 中堅社員ビジネススキル研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 後輩社員育成に関する研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 後輩社員育成に関する研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 情報漏洩に関する研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 管理部取締役 唐澤 仁志 電話番号027-382-3333

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社ボルテックスセイゲン
許可番号 派10-300414